

徳島県告示第百三十号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第百十五条の五第二項の規定により、指定介護予防サービス事業の廃止について、次のとおり届出があった。

令和八年三月十日

徳島県知事 後藤田 正 純

指定介護予防サービス事業者		指定介護予防サービス事業を行う事業所		サービスの種類	廃止の届出の受理日	廃止年月日
名称	所在地	名称	所在地			
株式会社ひよこ	三好郡東みよし町足代一四九八一	介護ショップひよこ	三好郡東みよし町足代一四九八一	介護予防福祉用具貸与	令和七年十二月十八日	令和八年一月三十一日
株式会社太平洋商事	徳島市八万町大坪四三番地一一	パシフィックケアシステム	徳島市八万町大坪四三番地一一	同	同十九日	同十九日
株式会社ひよこ	三好郡東みよし町足代一四九八一	介護ショップひよこ	三好郡東みよし町足代一四九八一	特定介護予防福祉用具販売	同十八日	同三十一日
株式会社太平洋商事	徳島市八万町大坪四三番地一一	パシフィックケアシステム	徳島市八万町大坪四三番地一一	同	同十九日	同十九日